

## 3年目を迎えた安倍外交

### — 安全保障・経済における日米連携の強化と戦後70年 —

外交防衛委員会調査室 神田 茂・寺林 裕介・上谷田 卓・佐々木 健

#### 1. はじめに

戦後70年の節目に当たる2015年4月26日から5月3日まで、安倍総理は日本の総理として9年ぶりに米国を公式訪問した。

4月28日のオバマ大統領との首脳会談においては、前日の日米安全保障協議委員会（以下「2+2」という。）で発表された新たな「日米防衛協力のための指針」（以下「新ガイドライン」という。）の下での同盟の抑止力・対処力の一層の強化及び米軍再編の推進、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の早期妥結に向けた協力が確認された。また、法の支配に基づくアジア太平洋地域の維持・発展に中国を取り込み、同国の一方的な現状変更の試みに反対するとの認識が共有され、北朝鮮、ウクライナ等への対応における連携、気候変動を始め地球規模の課題への取組が話し合われた。米国議会での安倍総理の演説においては、日米の戦後の和解に言及され、アジア諸国民に苦しみを与えた事実から目を背けてはならない旨が述べられるとともに、国際協調主義に基づく積極的平和主義の旗の下、世界の平和と安定のためこれまで以上に責任を果たしていくとした。

平和安全法制関連2法案<sup>1</sup>は5月15日に国会（衆議院）に提出され、7月16日に衆議院本会議で可決され、参議院においては7月27日に審議が始められ、9月19日の本会議において可決・成立した。また、70回目の終戦記念日を翌日に控えた8月14日、戦後70年に際しての内閣総理大臣談話が閣議決定された。この談話を含め、歴史問題は中韓両国との外交に大きな影響を及ぼした。TPP協定については、アジア太平洋地域の経済秩序作りを巡る中国との関係、衆参の委員会決議を始め国益確保の観点等から安倍政権の姿勢が質された。一方、安倍総理とプーチン大統領との度重なる首脳会談を基礎に進められてきた対露外交は、ウクライナ問題によりプーチン大統領の2014年の訪日が延期され、平和条約交渉は停滞した。

2月には我が国の政府開発援助（ODA）大綱が改定され、開発協力の根幹となる開発協力大綱が閣議決定された。また、9月25日の国連サミットにおいて、2030年を達成期限とする持続可能な開発目標が採択された。一方、全ての国が参加する地球温暖化防止の新たな枠組みの合意を目指す国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の開催を11月に控え、途上国の対策を支援する国際基金への拠出に係る法律案が第189回国会で可決・成立したほか、水銀等の国際的な規制強化に資する条約も承認された。2015年は広島・長崎に原爆が投下されてから70年の節目にも当たるが、4月から5月にかけて、5年に一度の核不拡散条約（NPT）運用検討会議が開かれた。

本稿では以上の外交課題に係る主な国会論議について第189回国会を中心に紹介したい。

## 2. 日米安全保障協力の強化（平和安全法制と日米新ガイドライン）

2014年7月1日、安倍内閣は憲法解釈の一部変更を含む新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定した。政府は法案作成作業を開始し、同年12月の第47回衆議院総選挙の結果を受け、2015年2月には安全保障法制整備のための与党協議会が再開された。

国内法整備の動きと併せて、日米間では日米防衛協力のための指針見直しの協議が進められ<sup>2</sup>、2015年4月27日に行われた「2+2」会合において平和安全法制の内容を含む新ガイドラインが了承・公表された。

翌4月28日、日米両首脳により、新ガイドラインの下、同盟の抑止力・対処力の一層の強化及び米軍再編を進めていくことが確認され、翌29日の米国議会演説において、安倍総理は平和安全法制をこの夏までに成立させるとの決意を示した<sup>3</sup>。

安倍総理は訪米の意義について、「安全保障、TPPなど二国間の課題、地域・グローバルな課題への対応による日米同盟の強化の積み重ねの集大成である」との認識を示した<sup>4</sup>。米国議会で平和安全法制成立の時期に言及したとの批判に対しては、平和安全法制は2012年の総選挙以来、常に公約に掲げてきた課題であり、法整備の方針を閣議決定し2014年の選挙で速やかな整備を公約した以上、直後の常会で実現を図ることは当然で、米議会においても改めてこのような決意を述べたもので国会軽視には当たらないとの認識を示した<sup>5</sup>。

5月15日、平和安全法制関連2法案が国会（衆議院）に提出された。

日米関係の現状と日米安保条約による義務以上に我が国が担うべき負担の在り方を問われた安倍総理は、オバマ政権によるアジア太平洋地域重視政策の継続を歓迎し、「平和安全法制により日米同盟の抑止力、対抗力は一層強化される」との認識を示した<sup>6</sup>。また、新ガイドラインは全地球規模の日米軍事協力を約束する文書に性格が変質したとの指摘に対し、「新ガイドラインは我が国の平和と安全の確保を中核的要素としており、その性格が変質したということではない」とした上で<sup>7</sup>、「日米両国の行動・活動は各々の憲法に従うことが明記され、平和安全法制には自衛隊の派遣に明確かつ厳格な要件が示され、米軍との協力を制約がなくなったということはない」との説明を行った<sup>8</sup>。その上で、専守防衛に徹し、非核三原則を守るとの平和国家としての歩みはこれからも決して変わることはなく、中国との安定的な友好関係の発展、韓国との関係改善に向けた話合いに努め、積極的平和主義の下、全力で平和外交を展開していくとの決意が示された<sup>9</sup>。

普天間飛行場の辺野古への移設に翁長沖縄県知事及び沖縄県民の多くが反対している事実について安倍総理は、「首脳会談においては移設に反対との翁長知事の考えも率直に話した上で、辺野古移設が唯一の解決策との政府の立場は揺るぎなく、沖縄の理解を得るべく対話を継続する旨を伝えた」とし、オバマ大統領から沖縄の負担軽減に引き続き協力していくとの発言があったとの説明を行った<sup>10</sup>。その上で、「普天間の固定化を避けるのが政府と地元との共通認識であり、辺野古への移設による全面返還が問題の原点である」と強調した<sup>11</sup>。また、在沖縄海兵隊のグアム移転事業への協力が地域の緊張を高めるとの指摘については、「米軍のアジア太平洋地域における抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を軽減するもので、指摘は当たらない」とした<sup>12</sup>。一方、普天間飛行場の5年以内の運用停止、沖縄県外でのオスプレイ訓練の増加、嘉手納以南の土地返還など沖縄の負担軽減について質さ

れた岸田外務大臣は、米側に協力を求め、相手のあることではあるが、できることは全て行うとの政府の基本方針は変わらないことを強調した<sup>13</sup>。さらに、平和安全法制により米軍と自衛隊が世界で活動する幅が広がれば、沖縄の基地機能が強化され固定化につながるとの指摘に対し、菅官房長官は在沖海兵隊の半数のグアム移転、普天間基地の三つの機能の本土への引受けにより、基地負担軽減は進めていけるとの認識を示した<sup>14</sup>。

### 3. アジア太平洋の経済秩序（TPPとAIIIB）

世界のGDPの約40%を占める自由貿易圏の形成につながるTPP交渉は、2015年4月19日から21日まで開催された日米の閣僚会議において、コメや自動車をめぐる双方の主張の隔たりが依然として大きく合意には至らなかった。4月26日に始まった安倍総理の米国公式訪問においては、TPPにおける日米間の交渉の前進を歓迎し、日米全体が交渉全体を主導し早期妥結に導いていくことで両国は一致した。交渉進展の具体的内容を質された安倍総理は、コメを含む農産品と自動車について依然として課題が残っているものの二国間の距離が相当狭まったことを確認したものと説明した<sup>15</sup>。また、4月29日の米国議会演説において、TPPの安全保障上の意義に言及する一方、農林水産分野の重要5品目等の聖域確保に言及しなかった点を質され、米国を始め普遍的価値を共有する国々と新たなルールを作り上げ、経済的な相互依存関係を深めていくことは、我が国及びアジア太平洋地域の安定にも資する戦略的意義を有する点を強調し、「衆参両院の農林水産委員会決議をしっかりと受け止め、国益にかなう最善の道を追求し全力で交渉に当たっていく」との姿勢を示した<sup>16</sup>。TPPの枠組みへ中国を取り込むべきとの指摘に対し岸田外務大臣は、「TPP自体は中国を意識して作るものではないが、地域の繁栄と安定に資するTPPのルール作りにより非加盟国の繁栄にもつなげていきたい」との認識を示した<sup>17</sup>。

貿易促進権限（TPA）法案に積極的とされる共和党が2014年11月の中間選挙で上下両院の多数を占めた米国議会は、2015年6月24日にTPA法案を、翌25日に貿易調整支援（TAA）法案をそれぞれ可決し、大統領により署名された。これを受け、7月28日から31日まで交渉参加12か国による閣僚会合がハワイで開かれたが、乳製品やバイオ医薬品のデータ保護期間を中心とする知的財産など難航分野における各国の主張の隔たりが埋まらず、大筋合意には至らなかった。我が国も早期妥結にこだわるべきではないとの指摘に対し甘利経済再生担当大臣<sup>18</sup>は「ここまでかなり間合いを詰めてきたから、この勢い、モメンタムを維持したままゴールになだれこんだ方が良い」との認識を示した<sup>19</sup>。

その後、12か国は水面下で交渉を継続し、9月28日からアトランタで閣僚会合が開かれ、会議日程が延期された末、5年に及んだ交渉は10月5日大筋合意に至った。

アジア太平洋地域が世界の成長センターとしての地位を保つ上で、自由貿易圏の形成と共に不可欠とされるのがインフラ整備である。この地域のインフラ需要は2010年から2020年までの間で8兆ドルに上るとの試算もあるが、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）等の既存の国際開発金融機関はニーズに対応できていないという現状がある。アジアインフラ投資銀行（AIIIB）<sup>20</sup>は、このような需要を満たすとの主張から中国の主導により提唱された。

当初、A I I B設立に向けた交渉に参加の意向を表明していた国は東南アジア諸国など途上国が中心であり、我が国や米国などは否定的な姿勢を見せていたが、特別な権限を有する創設メンバー候補国の地位が与えられる期限とされた3月末を目前にして、英国を皮切りに複数の西側先進諸国が参加の意向を示したことから<sup>21</sup>、我が国の対応に注目が集まった。安倍総理は、「公正なガバナンスを確立できるか、債務の持続可能性を無視した貸付けを行うことにより他の債務者にも損害を与えることにならないか」等の懸念があり、中国からも「明確な説明は得られていない」ことから、参加には慎重な検討を要するとの認識を示し<sup>22</sup>、期限内の参加は見送られた。

英国等が急遽参加を表明したことについて、関係国との意思疎通が図れていなかったからではないかと質された岸田外務大臣は、英国等からは我が国に対して事前通告があったことを明らかにし、参加を表明した国も我が国も、共にA I I Bのガバナンス等に対する問題意識は共有しており、それぞれの立場から中国側に対して引き続き働きかけを行っていかなければならないとの考えを述べた<sup>23</sup>。他方、インフラ需要への対応については、「8兆ドルと言われる莫大な投資にどう対応していくのか、その全体がしっかりとした秩序のもとに進められる」といった観点から「あるべき対応、あるべき金融機関を考えていくというのが我が国としてとるべき道ではないか」との認識を示した<sup>24</sup>。

#### 4. 外交と歴史問題（戦後70年談話）

2015年1月5日の年頭記者会見において、安倍総理は戦後70年の節目に談話を発表したいとの決意を改めて表明した。第189回国会冒頭に談話に関する考えを問われた安倍総理は、先の大戦への反省、戦後の平和国家としての歩み、今後のアジア太平洋地域や世界に果たす貢献等について検討し書き込んでいくとし、安倍政権としては、村山談話を始め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、今後も引き継いでいくとの立場を説明した<sup>25</sup>。一方、戦後50年の村山談話や戦後60年の小泉談話で言及された「植民地支配」、「侵略」、「痛切な反省」、「おわび」については、今後有識者の意見を聞きながら談話の具体的内容を検討していくと述べるにとどまった<sup>26</sup>。2月19日、安倍総理の下に有識者懇談会<sup>27</sup>が設置され、同月25日には安倍総理から5つの論点<sup>28</sup>が示され検討が開始された。安倍総理は4月22日訪問先のインドネシアにおいて演説し、国際紛争は平和的手段によって解決する等の原則を日本が先の大戦の深い反省と共にいかなる時でも守り抜く国であろうと誓った旨述べた<sup>29</sup>。また、4月29日の米国議会における演説の中で、第二次世界大戦における米国の犠牲者への哀悼の意、大戦に対する痛切な反省を胸にした戦後日本の歩み、自らの行いがアジア諸国に苦しみを与えた事実から目を背けてはならないこと等を明確に述べ、「私の気持ちやメッセージは十分に伝わった」との認識を国会で示した<sup>30</sup>。この演説について韓国議会では侵略や植民地支配、慰安婦問題に触れず無視したと指摘し安倍総理を非難する決議が採択されている<sup>31</sup>。

有識者懇談会は6月下旬まで会合を重ね、8月6日報告書が提出され、8月14日、戦後70年の内閣総理大臣談話が閣議決定された。米国等からは談話への歓迎の意が表明され、安倍総理は「先の大戦から日本が何を教訓として学び、今後どう行動していくかを明確に

示したことに対する評価ではないか」との認識を示した<sup>32</sup>。一方、中国からは過去の歴史を正しく認識し向き合うことは隣国との関係改善の重要な基礎であり、先の軍国主義の侵略戦争の性質と責任に対して明確な説明をすべき等の指摘が、韓国の朴大統領からは村山談話など歴代内閣が明らかにしてきた歴史認識は韓日関係を支えてきた根幹とし、そのような点から「物足りない部分が少なくない」等の指摘がなされた<sup>33</sup>。また、有識者懇談会の報告書における「日本の植民地支配」が談話では削られたとの指摘に対して安倍総理は、「議論により得られた一定の共通認識を歴史の声として受け止め談話を作成した」とし、「談話の中から先の大戦における反省、教訓が酌み取られる」と答弁した<sup>34</sup>。

## 5. 日中・日韓関係

2014年11月7日、日中両政府により「日中関係の改善に向けた話合いについて」と題する4項目の文書が発表され<sup>35</sup>、同月10日には安倍総理と習近平国家主席との間で2年6か月ぶりとなる首脳会談が行われた。この会談において両国は様々なレベルで関係改善を進めていくことで一致したが、習近平国家主席より「歴史問題は13億人の中国人民の感情に関わる」と日本をけん制する発言がなされた<sup>36</sup>。岸田外務大臣は4項目の文書の位置付けについて、「日中間で現状一致できているものをまとめたものであり、国際約束等を伴うものではなく、法的拘束力のない文書である」との認識を示した上で、「日中間で尊重されるべき」と述べたが、「この発表自体は首脳会談の開催とは直接関係があるものではない」との説明を行った<sup>37</sup>。また、第3項目の記述が尖閣諸島に領有権問題があることを日本側が認めたことにならないかとの指摘に対しては、「緊張状態が存する。このことについて異なる見解がある」との認識を示したもので、「我が国として、従来立場は全く変わっていない」点を強調した<sup>38</sup>。

一方、韓国の朴槿恵大統領は2015年1月12日の年頭記者会見で、「国交正常化50周年にふさわしい日本との新しい関係を模索していく」としながらも、日韓首脳会談については、「日本側の姿勢の転換、変化が重要」と述べ、改めて慰安婦問題の解決に向けた日本の対応を要求した。日韓関係について安倍総理は、「難しい問題がある」との従来認識を示しながらも、「関係改善に向けた話合いを積み重ねていく」との姿勢を示した<sup>39</sup>。

3月21日、ソウルで日中韓外相会談が開催され、最も早期の都合のよい時期に日中韓サミットを開催すべく努力していくことで一致した。一方、中国の王毅外相は「歴史問題はまだ過去形ではない」との認識を示し、共同報道発表に「歴史を直視」との表現が盛り込まれたことが最も重要な成果であると強調した。これについて岸田外務大臣は、「歴史を直視等の文言が、これまでも日中韓サミットの中で度々使われた表現である」とした上で、「日本だけでなく、3か国が歴史に対して適切に対応していくことが今回得られた共通認識だ」との説明を行った<sup>40</sup>。また、サミット実現の見通しについては、「具体的には何も決まっていない」と述べるにとどまった<sup>41</sup>。

バンドン会議出席のためインドネシアを訪問した安倍総理は4月22日に習近平国家主席との間で2回目となる首脳会談を行った。会談の成果について岸田外務大臣は、日中関係が改善の方向に向かっているとの認識で一致したことなどを挙げた<sup>42</sup>。

6月21日には尹炳世外相と岸田外務大臣との間で外相会談が行われ、日韓国交正常化50年の節目となる翌22日には、安倍総理と朴槿恵大統領が東京とソウルでそれぞれ開かれた日韓国交正常化50年の記念行事に出席し、双方より未来志向の関係構築に向けた意欲が示された。

9月2日、中国の「抗日戦争勝利70周年記念式典」出席のため訪中した朴槿恵大統領は習近平国家主席と会談し、両首脳は10月末から11月初めに韓国で日中韓サミットを開催することで合意した。安倍総理は「地域の平和と安定のため有意義な議論を行う機会としたい」、「日韓、日中の首脳会談も開催したい」との意向を表明し、隣国ゆえ難しい問題があるが、だからこそ前提条件を付けずに首脳会談を開催すべきとするこれまでの姿勢を改めて示した<sup>43</sup>。

11月1日、日中韓サミットが3年半ぶりにソウルで行われ、同日には日中首脳会談及び外相会談が、翌2日には安倍総理と朴槿恵大統領との間で、両首脳就任後初の日韓首脳会談がそれぞれ行われた。日韓両国間の懸案である慰安婦問題への対応については、協議を継続し、本年が日韓国交正常化50周年という節目の年であることを念頭に、早期妥結のため協議を加速化することで合意した。

## 6. 南シナ海・東シナ海における中国の海洋活動

中国は、2014年以降、南シナ海の南沙諸島において急速かつ大規模な埋立て<sup>44</sup>や施設建設を進めるなど実効支配の動きを強めている。これに対し、世界の海における「航行の自由」を国益とする米国や海における法の支配<sup>45</sup>を重視する日本、南シナ海沿岸の東南アジア諸国等は中国を強く非難している。

2015年5月17日、訪中した米国のケリー国務長官は、習近平国家主席との会談において、中国が進める埋立てに懸念を表明し、同月21日には、米国国防総省の報道部長が中国により造成された人工島の「領海」に米軍を進入させることが次の目標であると警告を発した。また、中谷防衛大臣も、5月末にシンガポールで開かれた第14回アジア安全保障会議（シャングリラ会合）においてスピーチを行い、南シナ海における大規模な埋立て・施設建設や東シナ海での現状変更を試みる動き等について我が国を含む周辺諸国は不安を抱いているとした上で、中国を含む各国が責任ある立場で振る舞うことを期待するとして、名指しで中国を牽制した<sup>46</sup>。こうした日米等の批判を受けながらも中国は強硬な姿勢を崩さず、同会議において中国の軍幹部は、南シナ海での活動が完全に中国の主権の範囲内の行為であるとの認識を示すとともに、軍事・防衛上のニーズが含まれると述べた<sup>47</sup>。さらに、6月30日には、中国外交部が、南沙諸島の埋立ては既定の作業計画に基づき既に完了したことを明らかにし、今後、軍事・防衛上のニーズを含む施設建設を進めるとの考えを示した<sup>48</sup>。

9月25日に行われた米中首脳会談において、オバマ大統領は南シナ海の係争地域の軍事化に重大な懸念を伝え、習近平国家主席は軍事化の意図はないと反論した。しかし、10月14日、中国外交部報道官が埋立地に軍事施設を置いていると発言し、その後の同月26日、米海軍のミサイル駆逐艦が南シナ海で中国の造成した人工島から12海里の境界内に派遣

され航行した（「航行の自由」作戦）。翌日、カーター国防長官は、米海軍の作戦が今後数週間、数か月間行われるとの意向を示した。

一方、7月には我が国の外務省が、東シナ海の日中間でいまだ境界が画定していない海域において中国が一方的に資源開発を進めている現状を明らかにした。同海域については、2008年6月に資源開発に関する協力について日中間で合意<sup>49</sup>がなされているが、この合意の後にも油ガス田開発のための海洋プラットホームが新たに建設され、9月24日時点で16基の設置が確認されている。その中にはヘリポート等を備えているものも見受けられ、今後の軍事利用の可能性を指摘する向きもある<sup>50</sup>。

南シナ海及び東シナ海をめぐる中国の海洋進出の問題は、特に平和安全法制の審議において議論が交わされたが、安倍総理は、中国の国防費が1989年度から現在まで2010年度を除いて毎年2桁の伸びを記録している<sup>51</sup>ことなどを挙げた上で、「国防費の高い伸びを背景とした中国の積極的な海洋進出と、十分な透明性を欠く中での軍事力の広範かつ急速な強化は、我が国を含む国際社会の懸念事項」となっており、今後、「国防費を含めた中国の国防政策について引き続き注視するとともに、透明性の向上や国際的な行動規範の遵守について、関係国とも連携して中国に働きかけていく」との考えを示した<sup>52</sup>。さらに、海洋国家である日本にとって、「アジア太平洋地域の海の安全、航行の自由を確保することは極めて重要」であるとした上で、「日米同盟のプレゼンスを示していくことが重要であろう」との認識を示した<sup>53</sup>。

また、平和安全法制の整備により新たに認められる自衛隊の活動との関係について政府は、「どのような場所で適用されるかについては、個別具体的な状況により判断されるものであり、あらかじめ申し上げることは困難である」旨の認識を示しつつも<sup>54</sup>、米軍等の部隊の武器等防護<sup>55</sup>に関し中谷防衛大臣は、「現在は、東シナ海を中心に情報収集・警戒監視活動をしているが、非常にこの地域（南シナ海）の問題に関心を有している」、「具体的な計画はないが、今後の課題である」とした<sup>56</sup>。また、重要影響事態安全確保法<sup>57</sup>により認められる他国軍隊への後方支援について安倍総理は、「南シナ海や東シナ海で埋立てを行っている国がある」と中国を暗示し、「いざというときに備えるということも大変重要であろう」と述べた<sup>58</sup>。他方、集団的自衛権の限定行使<sup>59</sup>の事例として政府が挙げるホルムズ海峡のように、南シナ海において機雷掃海を行うことはあるのかと問われたのに対しては、ホルムズ海峡と異なり様々な迂回路があるため想定し得ないとの認識を示した<sup>60</sup>。

なお、政府は、我が国の防衛政策について、中国を含め特定の国を脅威とみなし、また、これに軍事的に対抗していくという発想には立っていないとの見解を示しており<sup>61</sup>、安倍総理も、中国を一面的に脅威として捉えず平和的台頭を望むとの考えを示し、「大切なことは、法を尊び、中国が国際社会の中において責任ある国として発展していくことではないか、そのために日本も努力していきたい」と述べている<sup>62</sup>。

## 7. 北朝鮮による核・ミサイル開発と拉致問題

北朝鮮は2006年以降に3回の核実験を実施し、実態は定かではないものの、核兵器の小型化・弾頭化が実現に至っている可能性も排除できないとの指摘がなされている<sup>63</sup>。

2015年1月の金正恩第一書記による「新年の辞」においても経済建設と核武力建設を並行する「並進路線」の貫徹に言及するなど、今後も核兵器の開発を継続する意思を示している。弾道ミサイルについても、我が国のほぼ全域を射程に収めるノドンを開発して数百発配備するほか、米国本土まで届くテポドン2派生型の発射実験に成功するなど能力の向上に努めている<sup>64</sup>。また、5月9日には、北朝鮮の国営メディアである朝鮮中央通信が、戦略潜水艦弾道ミサイルの水中試験発射に成功したと報じるなど、打撃手段の多様化が進められている<sup>65</sup>。また、8月4日に発生した南北非武装地帯における地雷事件を契機に、南北間における砲撃の応酬や、北朝鮮による前線地帯への準戦時状態の宣布等が行われるなど南北関係は緊張状態に陥った。その後、22日より南北高官が断続的な協議を行い、25日に共同報道文について合意したことで事態は沈静化したものの、不透明な北朝鮮の動向には懸念が集まっている。

こうした北朝鮮による核・弾道ミサイルの脅威について、安倍総理は、「このような兵器による攻撃への対処は我が国の安全保障上極めて重大、重要な課題」であるとした上で、平和安全法制により、平時から有事まで我が国と共同で弾道ミサイルへの警戒に当たる米国のイージス艦の防護が可能となり、「抑止力や対処力が強化される」との認識を示した<sup>66</sup>。

一方、2014年5月のストックホルム合意に基づき同年7月4日、北朝鮮による拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査が開始されたが、当初の目途とされた1年を目前に控えた2015年7月2日に、北朝鮮から「今しばらく時間がかかる」旨の連絡がなされた。これに対し、安倍総理は、「調査開始から一年が経過する今もなお、拉致被害者の帰国が実現していないことはまことに遺憾」と述べ、「北朝鮮からの具体的な行動を早急に引き出すべく働きかけを強化する」よう、岸田外務大臣及び山谷拉致問題担当大臣に指示した<sup>67</sup>。これを受け、8月6日には約1年ぶりとなる日朝外相会談がマレーシアで開催されることとなったが、北朝鮮の李洙墉外務大臣からは合意に基づき調査を誠実に履行している旨の説明がなされるにとどまった。

平和安全法制の審議においては、関連法案の整備により、北朝鮮にいる拉致被害者救出の可否が問われたが、安倍総理は、「自衛隊の活動については国際法上の観点や我が国憲法の観点から一定の制約がある」との考えを示し、これを否定した<sup>68</sup>。一方で、北朝鮮で動乱が生じた場合は、「拉致被害者の安全確保のための協力を米国政府に依頼している」との説明を行った<sup>69</sup>。

## 8. 日露関係（ウクライナ問題と日露平和条約交渉）

2014年3月のロシアによるウクライナのクリミア併合を起因とする同国東部の情勢悪化により、同年のプーチン大統領の訪日は延期された。11月9日、北京で開催されたAPEC首脳会議に際し、安倍総理はプーチン大統領との間で首脳会談を行った。この会談において両国は、2015年の適切な時期に大統領訪日を実現するための準備を具体的に開始することで一致し、その準備として外務次官級協議の再開や岸田外務大臣の訪露を検討していくことで合意した。安倍総理は対露外交の方針について、「これまでの首脳会談の積み重ねを基礎に、平和条約の締結に向けて粘り強く交渉していく」との姿勢を示したが<sup>70</sup>、2015

年2月12日にモスクワで開かれた外務次官級協議では、大統領訪日の具体的な日取りは決まらなかった。

ウクライナ東部の戦闘激化を受け、2015年2月11日から12日にかけて、ドイツ、フランス、ロシア、ウクライナの4か国による首脳会談がベラルーシの首都ミンスクで開かれ、同月15日からの停戦が合意された<sup>71</sup>。岸田外務大臣はウクライナ問題について、「ロシアによるクリミアの一方的併合など力による現状変更は断じて認められない」との政府の立場を示し、「G7との連帯を重視しつつ、ウクライナ問題を平和的に解決するためロシアに建設的な役割を果たすよう求めていく」との考えを強調した<sup>72</sup>。また、我が国がロシアに対し累次実施している制裁措置については、「全ての当事国によるミンスク合意の完全な履行が重要」との認識を示した上で、「ロシアの取組を注視し、今後の対応を検討していく」と説明した<sup>73</sup>。

6月6日、安倍総理は日本の総理大臣として初めてウクライナを訪問し、ポロシェンコ大統領との間で首脳会談を行い、対ウクライナ支援を表明した。その具体的な方針について問われた岸田外務大臣は、「同国安定化のため、経済、財政、エネルギー等の幅広い分野の支援を継続していく」と説明した<sup>74</sup>。また、これに先立つ2月に署名された我が国とウクライナとの投資協定が9月に国会で審議された際には、同協定の締結を含む一連の支援がウクライナ問題の解決に資するとの認識を示した<sup>75</sup>。

7月以降、ロシア閣僚らによる北方領土訪問が累次行われ<sup>76</sup>、8月22日にはメドベージェフ首相が択捉島を訪問した。我が国は同日の外務大臣談話において、「北方四島に関する日本の立場と相容れず、日本国民の感情を傷つけるものである」と遺憾の意を表明した。今後の対露外交について質された安倍総理は、「我が国の国益にとって重要なことは、北方領土の帰属問題を解決し、平和条約を締結すること」と述べ、「今後もプーチン大統領との対話を継続していく」と応じた<sup>77</sup>。しかし、9月2日にはロシアのモルグロフ外務次官が、「日本側とはいかなる交渉も行わない。北方領土問題は70年前に解決された」と主張し、ロシア外務省もこれを支持するなど、平和条約交渉の前進に水を差すロシア側の姿勢が見られた。

9月21日、モスクワを訪問した岸田外務大臣はラブロフ外相との外相会談において、中断していた平和条約締結交渉の再開で一致した。また、国連総会出席のため訪米中の安倍総理とプーチン大統領との間で同月28日に行われた首脳会談においても、大統領の訪日に向けて引き続きベストな時期を探っていくことで一致したが、その具体的な日取りを決めるには至らなかった。

## 9. 開発協力（開発協力大綱とポスト2015年国際開発目標）

我が国のODA政策の根幹をなすODA大綱の見直しが2014年に行われ、新たな大綱となる「開発協力大綱」が2015年2月10日閣議決定された。岸田外務大臣は大綱の名称について、①官民連携を始めオール・ジャパンの協力、②「ODA卒業国」である小島嶼国等への協力を含む協力の対象拡大、③一方的な支援でなく開発途上国との対等なパートナーシップに基づく協力関係の強化を表すものとの説明を行った<sup>78</sup>。

その上で、新大綱の特色として、①外交政策に基づく開発協力の推進と国益確保の明記、②非軍事的協力を通じた国際社会への貢献と人間の安全保障の推進の明確化、③質の高い成長の推進、④普遍的価値の共有や平和で安全な社会を発展の前提に位置付けること、⑤女性を始め社会の多様な関係者の参画促進を挙げ、ポスト 2015 年の開発目標策定に向け、日本らしい理念を積極的に発信していくとの姿勢を示した<sup>79</sup>。一方、ODAの軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避の原則については新大綱においても全く変わっていないとの見解を強調するとともに、これに関わる新大綱の記述<sup>80</sup>は「紛争後の復旧復興、災害救助など非軍事目的の活動に軍が重要な役割を果たす傾向を踏まえ、軍や軍人に対する非軍事目的の協力に関する方針を新大綱において改めて明確化したもの」との説明を行った<sup>81</sup>。

ポスト 2015 年の開発目標に盛り込むべき事項について政府は、我が国の掲げる人間の安全保障が重視する人間中心の開発の重要性には国連加盟国の間で共通認識が醸成されつつあるとの認識を示した<sup>82</sup>。このほか、政府はミレニアム開発目標（MDGs）実施の過程で生じた国内格差の是正<sup>83</sup>、防災の主流化と災害リスクの軽減<sup>84</sup>、必要な保健医療サービスを全ての国民が負担可能な費用で受けられるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ<sup>85</sup>等を挙げた。また、参議院政府開発援助等に関する特別委員会は、開発協力大綱の下、ポスト 2015 年の開発目標の策定をにらんだ我が国ODA等の在り方について決議を行い、我が国の知見・経験を効果的に活用し得る分野に理解が広がるための議論の主導、民間企業も含めた多様な主体との連携、技術・制度を伝達できる人材の育成・確保等を政府に求めた<sup>86</sup>。

2015 年 9 月 25 日の国連サミットにおいて、2030 年までの貧困削減と持続可能な開発を実現するための「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。人間の安全保障の理念を反映した人間中心、誰一人取り残されない開発という考え方を始め、保健、質の高い成長、防災などの取組を進めて貧困を撲滅することが盛り込まれている。

## 10. 地球環境問題への取組（緑の気候基金法案と水銀水俣条約）

地球温暖化を初めとする気候変動問題への国際的な取組として、2015 年 11 月末、気候変動に関する国際連合枠組条約の第 21 回締約国会議（COP21）の開催が予定されている。COP21 においては、京都議定書に代わる 2020 年以降の新たな枠組みの合意が目指されており、各国は合意形成に向けて交渉に臨んでいる。

この交渉において、2010 年の COP16 で設立が決定されて以降、稼働に向けて準備が進められていた、開発途上国の気候変動問題を支援する緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）<sup>87</sup>を早期に稼働させ、途上国への支援を実施することにより、交渉を推進させるべきとの国際的な機運が高まった。これを受け、2014 年 11 月の G20 サミットにおいて、安倍総理が緑の気候基金に対し、最大で 15 億ドルを拠出すると表明した。2015 年 2 月 20 日、この拠出を実施するため、緑の気候基金法案が国会に提出された<sup>88</sup>。

同法案の審議において、気候変動をめぐる現状への認識や我が国のとるべき対応を質された岸田外務大臣は、「温室効果ガスの排出量は今や途上国が先進国の排出量を逆転する状況となり、この地球温暖化問題の実効的な解決のためには世界全体の温室効果ガスの排出量の削減を行うことが急務である」とした上で、「我が国としては、この新たな枠組みは全

での締約国が参加する公平かつ実効的なものにするべきだと考えており、この目標達成のため、関係国に対して働きかけを行いつつ、積極的に交渉に参加している」と答弁した<sup>89</sup>。また、GCFへの拠出の意義については「GCFへの拠出を通じて途上国の交渉に対する前向きな姿勢を引き出すことができる」、「こうした途上国の前向きな姿勢を引き出すことにより、我が国として途上国の温室効果ガスの削減に貢献する、こういった結果につながるということが重要である」との認識を示した<sup>90</sup>。

このほか、地球環境問題への取組に関して、政府は第189回国会に水銀水俣条約<sup>91</sup>を提出し、本条約は5月22日、その締結について承認された。水銀水俣条約は、2013年10月10日から11日に熊本市及び水俣市で開催された外交会議において採択されたものであり、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀という一つの化学物質に対し、産出、利用から廃棄に至るライフサイクル全体の規制について定めている。

国会の条約審査に当たって岸田外務大臣は、「我が国は、水俣病の経験を踏まえ、世界各国における水銀汚染対策の強化を進めるべきという立場から、本条約の交渉に積極的に参加をしてきた」と述べ<sup>92</sup>、本条約が「水銀から人の健康と環境を保護するための国際的取組の推進に大きく寄与するもの」との認識を示した上で、本条約の早期発効の重要性を訴えた<sup>93</sup>。我が国は、本条約の早期発効に向けた後押しの観点から、前述の外交会議において、環境汚染対策のために3年間で総額20億ドルのODAによる支援を実施すること、また、水銀汚染防止に特化した人材育成支援を新たに実施することを表明している。岸田外務大臣は、各国の条約締結に向け、積極的な働きかけを続けていきたいとの考えを示した<sup>94</sup>。

## 11. 核軍縮・不拡散（2015年NPT運用検討会議）

核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議は、5年に一度、約190か国の代表が国連に集い開催されるものであるが、2015年は広島・長崎に原爆が投下されてから70年となる節目の年でもあり、「核兵器のない世界」の実現に向け、本年のNPT運用検討会議に注目が集まっていた。しかし、4月から5月の間、約1か月にわたって開催された運用検討会議は、中東非大量破壊兵器地帯構想の実現に向けた国際会議の早期開催について各国のコンセンサスが得られず、最終文書が採択されないまま5月22日に閉幕した。なお、今回の会議では、核兵器の非人道性についても注目され、新しい議論の潮流を生み出している。

2015年のNPT運用検討会議に臨むに当たり、日本の核軍縮・不拡散外交のうち、最も注目された動きが、「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）」<sup>95</sup>を発足させたことであり、日本はこの議論の枠組みを通じて準備を進めた。これまで日本は、唯一の被爆国としての独自の立ち位置を最大限に生かしつつ、NPTの会議には単独で行動してきたが、今回の運用検討会議には、NPTDIというグループの一員としても行動した。NPTDIは核兵器国と同盟関係にある国や非同盟諸国等によって横断的に構成されており、岸田外務大臣は「核軍縮・不拡散に関して様々な立場やアプローチがある中であって、NPTDIは現実的かつ実践的な取組を提案しているところが特徴である」と説明している<sup>96</sup>。

今回の会議には岸田外務大臣自らが出席し、会議の初日（4月27日）に一般討論演説を

行った。その中で、岸田外務大臣は被爆地の思いを胸に「核兵器のない世界」に向けた取組を前進させる決意を表明し、①核戦力の透明性の確保、②あらゆる種類の核兵器の削減や核兵器削減交渉の多国間化、③核兵器の非人道的影響の認識と国際社会の結束、④世界の政治指導者及び若者の広島・長崎訪問、⑤地域の核拡散問題の解決、について提案を行った。

最終文書が採択されなかった運用検討会議の結果については、広島出身の岸田外務大臣が「大変残念に思っている」<sup>97</sup>と述べたように核兵器廃絶を願う世界の人々を落胆させたが、安倍総理は、「70年前、長崎・広島において、それぞれ一発の爆弾、原爆によって多くの命が失われ、そして人生も将来も失われた。生き残った方々も辛酸をなめながら塗炭の苦しみの中で人生を送ってこられており、我が国は世界で唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現に向けて国際社会の取組を主導していく決意である」と答弁した<sup>98</sup>。

## 12. I S I Lによる邦人殺害テロ事件

2015年1月から2月にかけて、シリアでイスラム過激派組織「I S I L」に拘束されていた2人の邦人が相次いで殺害された<sup>99</sup>。日本人がテロにより殺害され、テロリストがインターネット上で日本を名指しで脅迫したこと等を踏まえ、内閣と外務省に検証の場がそれぞれ設けられた<sup>100</sup>。在外邦人の安全確保について安倍総理は、在外公館と日本人会等から成る安全対策連絡協議会の活動促進、渡航情報等の迅速な提供、日本人学校の警備強化の要請等の諸対策を着実に進めるとともに、国際社会と緊密に連携した情報収集・分析の強化、テロリストの入国阻止等に向けた水際での取り締まりの強化、空港・公共交通機関等の重要施設の警戒警備の徹底等に万全を期していくとの姿勢を示した<sup>101</sup>。

5月下旬、二つの検証結果がそれぞれまとめられた。岸田外務大臣は、「有識者から政府の判断や措置に救出の可能性を損ねるような誤りがあったとは言えないとの全般的な評価が示された」とした上で、「情報専門官」の育成や外部の専門的知見の結集・活用等による情報収集、ショートメッセージサービス（SMS）一斉通報システムの拡充などの発信を表裏一体で拡充することを含め、取るべき施策等がまとめられたとの説明を行った<sup>102</sup>。なお、1月の安倍総理の中東訪問に際しエジプトのカイロで行った政策スピーチ<sup>103</sup>において「I S I Lと闘う周辺各国に総額で2億ドル程度、支援をお約束します」と述べたことがテロ組織を刺激したのではないかと指摘に対し安倍総理は、「人道支援を表明すること自体がI S I Lに対して刺激的であり、やめるべきだったと考えるのであれば、そのこと自体がテロの脅威を恐れる余りテロリストの思うつぼにはまってしまう」と反論した<sup>104</sup>。

（かんだ しげる、てらばやし ゆうすけ、  
かみたにだ すぐる、ささき けん）

---

<sup>1</sup> 5月11日、自民、公明両党は集団的自衛権の限定行使の容認等を含む「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」（「平和安全法制関連2法案」）の全条文に

ついて合意し、同月 14 日に正式に了承したため、安倍内閣は同日法案を閣議決定し、翌 15 日国会（衆議院）に提出した。

- <sup>2</sup> 2014 年 7 月 11 日の日米防衛相会談においては、7 月 1 日の閣議決定を踏まえて見直し作業を進めることが合意され、同年 10 月 8 日、ガイドラインの見直しに関する中間報告が公表された。
- <sup>3</sup> 演説においては、「日本はいま、安政法制の充実に取り組んでいます。…この法整備によって、自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、より一層堅固になります。…この夏までに成就させます。」「日本は、世界の平和と安定のため、これまで以上に責任を果たしていく。…そのために必要な法案の成立を、この夏までに、必ず実現します」と表現されている。
- <sup>4</sup> 第 189 回国会衆議院本会議録第 24 号 3 頁（平 27. 5. 15）
- <sup>5</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 18 号 3 頁（平 27. 5. 18）
- <sup>6</sup> 第 189 回国会衆議院本会議録第 28 号 13 頁（平 27. 5. 26）
- <sup>7</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 18 号 6 頁（平 27. 5. 18）
- <sup>8</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 18 号 7 頁（平 27. 5. 18）
- <sup>9</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 34 号 8～9 頁（平 27. 7. 27）
- <sup>10</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 18 号 6 頁（平 27. 5. 18）
- <sup>11</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 18 号 8 頁（平 27. 5. 18）
- <sup>12</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 18 号 7 頁（平 27. 5. 18）
- <sup>13</sup> 第 189 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 11 号 17 頁（平 27. 5. 7）
- <sup>14</sup> 第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 18 号（その 1）22 頁（平 27. 7. 8）
- <sup>15</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 18 号 8 頁（平 27. 5. 18）
- <sup>16</sup> 同上
- <sup>17</sup> 第 189 回国会衆議院外務委員会会議録第 10 号 18 頁（平 27. 5. 15）
- <sup>18</sup> ① T P P（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務の処理、② T P P 協定交渉等に関する方針等の企画・立案・総合調整を行うため、内閣官房に T P P 政府対策本部が置かれ、本部長には経済再生担当大臣が充てられている（T P P 政府対策本部の設置に関する規則（平 25. 4. 5 内閣総理大臣決定））。
- <sup>19</sup> 第 189 回国会衆議院内閣委員会会議録第 19 号 6 頁（平 27. 8. 7）
- <sup>20</sup> A I I B の目的は、インフラその他の生産的セクターに投資し、地域の協力・連携を推進することで、持続的なアジアの経済発展を促進することとされる。なお、資本金は 1,000 億ドルとし、そのうち参加国で最大となる約 30% を出資する中国は増資などの重要案件について拒否権を有する。本部は中国・北京に置かれ、非常駐の理事会を設置するとしている。2015 年 6 月 29 日には設立協定の署名式が行われており、年内に正式に発足し、業務を開始することが予定されている。
- <sup>21</sup> 最終的に創設メンバー候補国には、英国、ドイツ、フランス、イタリア、韓国、豪州などの先進国を含む 57 か国が名を連ねた。主要先進国の中では、日本、米国及びカナダが含まれていない。
- <sup>22</sup> 第 189 回国会参議院予算委員会会議録第 13 号 38 頁（平 27. 3. 27）
- <sup>23</sup> 第 189 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 6 号 6 頁（平 27. 4. 7）
- <sup>24</sup> 第 189 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 7 号 6 頁（平 27. 4. 17）
- <sup>25</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 2 号 3 頁（平 27. 1. 28）
- <sup>26</sup> 第 189 回国会参議院予算委員会会議録第 4 号 41 頁（平 27. 2. 5）
- <sup>27</sup> 正式名称は「20 世紀を振り返り 21 世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」（21 世紀構想懇談会）。
- <sup>28</sup> 5 つの論点とは、① 20 世紀の世界と日本の歩みをどう考えるか、20 世紀の経験から汲むべき教訓は何か、② 戦後 70 年間、日本は 20 世紀の教訓をふまえて、どのような道を歩んできたのか、特に、戦後の平和主義、経済発展、国際貢献をどのように評価するか、③ 戦後 70 年、米国、豪州、欧州の国々と、また、特に中国、韓国を始めとするアジアの国々などと、どのような和解の道を歩んできたか、④ 20 世紀の教訓をふまえて、21 世紀のアジアと世界のビジョンをどう描くか、日本はどのような貢献をすべきか、⑤ 戦後 70 周年に当たって我が国が取るべき具体的施策はどのようなものである。
- <sup>29</sup> アジア・アフリカ会議（バンドン会議）60 周年記念首脳会議における安倍内閣総理大臣スピーチ（平 27. 4. 22）
- <sup>30</sup> 第 189 回国会衆議院本会議録第 24 号 5 頁（平 27. 5. 15）
- <sup>31</sup> 『朝日新聞』（平 27. 5. 13）
- <sup>32</sup> 米国（国家安全保障会議報道官ステートメント）、豪州（アボット首相）、フィリピン（大統領府声明）、インドネシア政府、英国（ハモンド外相コメント）（第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 12 号 5 頁（平 27. 8. 25））。
- <sup>33</sup> 中国は 8 月 14 日付外交部ステートメント、韓国の朴大統領は 8 月 15 日の光復節演説における指摘（外務省資料）。
- <sup>34</sup> 第 189 回国会参議院予算委員会会議録第 20 号 29、31 頁（平 27. 8. 24）

- <sup>35</sup> この文書は首脳会談の事前調整に当たった谷内国家安全保障局長と楊潔篪国務委員との合意によるものと報じられており、その内容は、「①双方は、日中間の四つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互惠関係を引き続き発展させていくことを確認した、②双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、両国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一致をみた、③双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた、④双方は、様々な多国間・二国間のチャンネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることにつき意見の一致をみた」となっている（『朝日新聞』（平 26. 11. 8））。
- <sup>36</sup> 習国家主席は 2014 年 12 月の南京事件の犠牲者を追悼する記念行事においても、「侵略戦争を鑑みない態度や美化する言論に強く警戒し、断固反対しなければならない」と述べている（『読売新聞』（平 26. 12. 14））。
- <sup>37</sup> 第 187 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 7 号 17 頁（平 26. 11. 13）
- <sup>38</sup> 第 187 回国会衆議院外務委員会会議録第 6 号 9 頁（平 26. 11. 12）
- <sup>39</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 7 号 6 頁（平 27. 2. 18）
- <sup>40</sup> 第 189 回国会衆議院外務委員会会議録第 3 号 7 頁（平 27. 3. 27）
- <sup>41</sup> 第 189 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 4 号 8 頁（平 27. 3. 26）
- <sup>42</sup> 第 189 回国会衆議院外務委員会会議録第 8 号 1 頁（平 27. 4. 24）
- <sup>43</sup> 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 20 号 31 頁（平 27. 9. 14）
- <sup>44</sup> 2015 年 5 月 8 日、米国防総省は南シナ海における埋立て面積が 2014 年末時点のおよそ 4 倍にあたる約 8 平方キロメートルに達したことを明らかにした。
- <sup>45</sup> 2014 年 5 月に開催された第 13 回アジア安全保障会議（シンガポール）において、安倍総理は、「海における法の支配」三原則（①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために力や威圧を用いないこと、③紛争解決には平和的收拾を徹底すべきこと）を提唱した。
- <sup>46</sup> 『読売新聞』（平 27. 5. 31）
- <sup>47</sup> 『産経新聞』（平 27. 6. 1）
- <sup>48</sup> 『読売新聞』（平 27. 7. 1）
- <sup>49</sup> 日中双方は、日中間で境界がまだ画定されていない東シナ海を平和・協力・友好の海とするため、境界画定が実現するまでの過渡期において双方の法的立場を損なうことなく協力することで一致し、共同開発等が約されている。
- <sup>50</sup> 『読売新聞』（平 27. 7. 23）
- <sup>51</sup> 中国政府は、2015 年 3 月に 2015 年度の国防費が前年度比で 10.1%増の約 8,896 億元（＝約 16 兆円）であると発表した。なお、中国の国防費については、内訳が公表されていない、外国からの兵器調達や研究開発費等の重要な支出項目が含まれていない等の理由から、実際の国防費は公表額を大きく上回るとの指摘がある。
- <sup>52</sup> 第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 17 号 30 頁（平 27. 7. 3）
- <sup>53</sup> 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 7 号 39 頁（平 27. 8. 4）
- <sup>54</sup> 例えば、第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 7 号 16 頁（平 27. 6. 5）
- <sup>55</sup> 自衛隊法第 95 条の 2。
- <sup>56</sup> 第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 6 号 18 頁（平 27. 6. 1）
- <sup>57</sup> 正式名称は「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」。なお、改正前の名称は「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」。
- <sup>58</sup> 第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 4 号 33 頁（平 27. 5. 28）
- <sup>59</sup> 自衛隊法、事態対処法、米軍行動関連措置法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法及び特定公共施設利用法の改正。
- <sup>60</sup> 第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 6 号 18 頁（平 27. 6. 1）
- <sup>61</sup> 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 8 号 28～29 頁（平 27. 8. 5）
- <sup>62</sup> 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 11 号 12 頁（平 27. 8. 21）
- <sup>63</sup> 第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 18 号（その一） 2 頁（平 27. 7. 8）
- <sup>64</sup> 同上
- <sup>65</sup> 同上
- <sup>66</sup> 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 7 号 27 頁（平 27. 8. 4）
- <sup>67</sup> 第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 17 号 2 頁（平 27. 7. 3）
- <sup>68</sup> 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 5 号 36 頁（平 27. 7. 30）
- <sup>69</sup> 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 5 号 9 頁（平 27. 7. 30）
- <sup>70</sup> 第 189 回国会参議院本会議録第 5 号 6 頁（平 27. 2. 12）

- <sup>71</sup> 2014年9月にウクライナ政府と同国東部の親露派武装勢力との間で「武力行使の即時停止」など12項目から成る合意文書に署名がなされていたが、その後の状況を受け、停戦合意の履行の厳格化など13項目から成る新たな合意文書が確認された（『読売新聞』（平27.2.13））。
- <sup>72</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号17頁（平27.3.24）
- <sup>73</sup> 第189回国会衆議院外務委員会会議録第12号7頁（平27.5.22）
- <sup>74</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号19頁（平27.6.9）
- <sup>75</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第25号7頁（平27.9.10）
- <sup>76</sup> スクボルトゾフ保健相（7月18日）、トルトネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表（8月13日）、ガルシカ極東発展相、リワノフ教育科学相（8月22日）、トカチョフ農業相（9月1日）、ソロコフ交通相（9月7日）等による北方領土訪問がそれぞれ行われている（『朝日新聞』（平27.9.8））。
- <sup>77</sup> 第189回国会参議院予算委員会会議録第20号7頁（平27.8.24）
- <sup>78</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号14頁（平27.4.6）
- <sup>79</sup> 同上
- <sup>80</sup> 開発協力大綱は「Ⅲ実施（1）実施上の原則イ 開発協力の適正性確保のための原則（イ）軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」において「民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力で相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。」と記述している。
- <sup>81</sup> 第189回国会参議院決算委員会会議録第9号11頁（平27.5.25）
- <sup>82</sup> 第189回国会衆議院外務委員会会議録第4号4頁（平27.4.1）
- <sup>83</sup> 第189回国会衆議院外務委員会会議録第4号3頁（平27.4.1）
- <sup>84</sup> 第189回国会参議院災害対策特別委員会会議録第4号2頁（平27.3.31）
- <sup>85</sup> 第189回国会参議院予算委員会会議録第20号5頁（平27.8.24）
- <sup>86</sup> 「開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議」（第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第5号1～2頁（平27.6.19））
- <sup>87</sup> 開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動への影響の対処を支援するため、気候変動に関する国際連合枠組条約第11条に基づく資金供与の制度の運営を委託された多国間基金である。
- <sup>88</sup> 正式名称は「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案」。4月14日に衆議院本会議で全会一致により可決され、5月13日に参議院本会議で賛成多数により可決された。
- <sup>89</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号10頁（平27.5.7）
- <sup>90</sup> 同上
- <sup>91</sup> 正式名称は「水銀に関する水俣条約」。平成27年3月10日に国会に提出され、5月12日に衆議院本会議で全会一致により承認、5月22日に参議院本会議で全会一致により承認された。
- <sup>92</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号1～2頁（平27.5.21）
- <sup>93</sup> 同上
- <sup>94</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号3頁（平27.5.21）
- <sup>95</sup> NPD Iは、2010年9月、日本とオーストラリアの共催で有志国10か国により核軍縮・不拡散に関する外相会合として発足し、その後、ナイジェリアとフィリピンが加わり、参加国は12か国。2014年4月に広島で開催された第8回会合において「広島宣言」を採択し、NPD Iで作成した18本の作業文書をNPT運用検討プロセスに提出した。また、運用検討会議の前には、NPD Iとしての合意文書案を提出した。
- <sup>96</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号9頁（平27.3.26）
- <sup>97</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号7頁（平27.5.26）
- <sup>98</sup> 第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第5号22頁（平27.7.30）
- <sup>99</sup> 1月24日、湯川遙菜氏が殺害されたとみられる写真を持つ後藤健二氏とみられる人物の映像とメッセージが、2月1日、後藤氏とみられる人物が殺害される映像がそれぞれインターネット上に配信された。
- <sup>100</sup> 杉田内閣官房副長官を委員長とする「邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会」が発足し、5月21日に「検証報告書」を提出した。中根外務大臣政務官を座長とする「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」が設置され、5月26日に提言を提出した。
- <sup>101</sup> 第189回国会衆議院本会議録第7号4頁（平27.2.17）。
- <sup>102</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号2頁（平27.6.4）。
- <sup>103</sup> 安倍総理は、2015年1月16日から21日まで、エジプト、ヨルダン、イスラエル、パレスチナを訪問し、1月17日エジプトのカイロで政策スピーチを行った。
- <sup>104</sup> 第189回国会参議院予算委員会会議録第17号11頁（平27.4.8）。